

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>IV 推進体制の整備・強化</b>									
<b>1 国内の推進体制の充実・強化</b>									
889	①	内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議（男女共同参画社会基本法により設置。内閣官房長官を議長とし、関係する国務大臣及び学識経験者によって構成。）が、適時適切に重要な政策に関する提言を行うとともに、国内の推進体制の中で重要な役割を果たすために専門調査会等を活用し、調査審議を行う。	内閣府	・男女共同参画会議を下記のとおり開催した。 －本会議 R3年度：3回、R4年度：3回、R5年度：3回、R6年度：1回 －計画実行・監視専門調査会 R3年度：13回、R4年度：9回、R5年度：12回、R6年度：3回 －女性に対する暴力に関する専門調査会 R3年度：3回、R4年度：4回、R5年度：2回、R6年度：1回	・男女共同参画会議が、適時適切に重要な政策に関する提言を行うとともに、専門調査会等を活用して調査審議を行い、国内の推進体制の中で重要な役割を果たした。		－	－	－
890	②	男女共同参画推進本部（閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。）の下で、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図る。本部長の指名により関係行政機関に置かれた男女共同参画担当官（局長級）は、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるとともに、相互の機動的な連携を図る。	内閣府	・男女共同参画推進本部を下記の通り開催した。 R3年度：1回、R4年度：1回、R5年度：1回、R6年度：1回	・男女共同参画推進本部、すべての女性が輝く社会づくり本部が連携を強化し、令和3年度から令和6年度までの毎年6月、両本部の合同会議において「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」を決定した。		－	－	－
891	③	すべての女性が輝く社会づくり本部（閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。）の下で、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、施策の一体的な推進を期す。	内閣官房	・すべての女性が輝く社会づくり本部を下記の通り開催した。 R3年度：1回、R4年度：1回、R5年度：1回、R6年度：1回	(No.890参照)		－	－	－
892	③	すべての女性が輝く社会づくり本部（閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。）の下で、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、施策の一体的な推進を期す。	内閣府	(No.891参照)	(No.891参照)	(No.891参照)	－	－	－

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
893	④	有識者及び地方6団体・経済界・労働界・教育界・メディア・女性団体等の代表から成る男女共同参画推進連携会議の場を活用し、重要課題に関する意見交換や情報共有、市民社会との対話、各団体における中央組織から地方の現場への取組の浸透等を通じて、各界各層の若年層を含めた様々な世代との連携を図る。	内閣府	男女共同参画推進連携会議の開催 ・議員改選（2年に一度）R3,8,16、R5.8.15 ・全体会議 R3年度（R3.7.9）、R4年度（R4.11.14）、R5年度（R5.11.15） ・企画委員会 R3年度（R3.7.29、R3.10.18、R3.12.14、R4.3.18）、R4年度（R4.8.22）、R5年度（R5.7.11、R5.10.18）、R6年度（R6.8.7） ・聞か会 R3年度（R3.8.4、R4.3.10）、R4年度（R5.2.28）、R5年度（R5.7.27、R6.3.7）、R6年度（R6.9.25） ・チーム活動 令和3年～令和5年半ば（「若年層に対する性暴力の防止啓発」チーム、「業界における女性の活躍促進」チーム） 令和5年～令和7年半ば（「若年層の性別役割意識」チーム、「男女間賃金格差」チーム）	【R3年～5年半ばまでのチーム活動】 ・業界における女性の活躍促進チーム チームで行った男女共同参画推進の取組状況に関するアンケート結果を踏まえ、メディア業界と教育業界（大学）を対象に次の取組を行った。 ①トップインタビュー：メディア業界のトップに対し、男女共同参画推進に関する考え、組織における課題、取組等に関してインタビューを行い、内閣府男女共同参画局が発行する広報誌『共同参画』（10月号～1月号）に掲載。②ジェンダーレンズチェックリスト（大学版）の作成：大学にヒアリングを行い、大学（教員・研究者）において男女共同参画の取組を促進するためのツールとして開発。教育業界以外の業界との連携を促進することを目的としたオンラインフォーラムを開催し、ツールの普及を図った。 ・若年層に対する性暴力の防止・啓発チーム 若年層が性暴力を認識し、加害者にならず被害に遭った場合は被害に遭ったという事実を認知して訴えることはできるよう啓発するための動画を4本作成。	・引き続き、男女共同参画社会づくりに関し、広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図り、国民的な取組を推進するため、会議を開催する。	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
894	⑤	国内の推進体制の運営に当たっては、多様な主体（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）との連携を図り、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体、若年層など国民の幅広い意見を反映する。	内閣府	<p>男女共同参画会議の開催 ・議員改選（2年に一度） R3.4.19、R5.4.19 ・本会議 R3年度：3回、R4年度：3回、R5年度：3回、R6年度：1回 ・計画実行・監視専門調査会 R3年度：13回、R4年度：9回、R5年度：12回、R6年度：3回 ・女性に対する暴力に関する専門調査会 R2年度：2回、R3年度：3回、R4年度：4回、R5年度：2回、R6年度：1回</p> <p>男女共同参画推進連携会議の開催 ・議員改選（2年に一度）R3,8,16、R5.8.15 ・全体会議 R3年度（R3.7.9）、R4年度（R4.11.14）、R5年度（R5.11.15） ・企画委員会 R3年度（R3.7.29、R3.10.18、R3.12.14、R4.3.18）、R4年度（R4.8.22）、R5年度（R5.7.11、R5.10.18）、R6年度（R6.8.7） ・聞く会 R3年度（R3.8.4、R4.3.10）、R4年度（R5.2.28）、R5年度（R5.7.27、R6.3.7）、R6年度（R6.9.25） ・チーム活動 令和3年～令和5年半ば（「若年層に対する性暴力の防止啓発」チーム、「業界における女性の活躍促進」チーム） 令和5年～令和7年半ば（「若年層の性別役割意識」チーム、「男女間賃金格差」チーム）</p>	<p>●男女共同参画会議の取組 ・男女共同参画会議とその下に置かれた2つの専門調査会（計画実行・監視専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会）において、毎年「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」に関する調査審議を行った。 ・また、「女性デジタル人材育成プラン」の策定、配偶者暴力防止法の改正、G7サミット及び各閣僚会合における「ジェンダー主流化」の取組状況、第5次男女共同参画基本計画の中間年フォローアップ等についても調査審議を行った。 「ジェンダー主流化」の ●R3年～5年半ばまでのチーム活動 ・業界における女性の活躍推進チーム チームで行った男女共同参画推進の取組状況に関するアンケート結果を踏まえ、メディア業界と教育業界（大学）を対象に次の取組を行った。①トップインタビュー：メディア業界のトップに対し、男女共同参画推進に関する考え、組織における課題、取組等に関してインタビューを行い、内閣府男女共同参画局が発行する広報誌『共同参画』（10月号～1月号）に掲載。②ジェンダーレンズチェックリスト（大学版）の作成：大学にヒアリングを行い、大学（教員・研究者）において男女共同参画の取組を促進するためのツールとして開発。教育業界以外の業界との連携を促進することを目的としたオンラインフォーラムを開催し、ツールの普及を図った。 ・若年層に対する性暴力の防止・啓発チーム 若年層が性暴力を認識し、加害者にならず被害に遭った場合は被害に遭ったという事実を認知して訴えることができるよう啓発するための動画を4本作成。</p>	<p>・引き続き、男女共同参画社会づくりに関し、広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図り、国民的な取組を推進するため、会議を開催する。</p>	-	-	-
895	⑥	国際機関、諸外国との連携・協力の強化に努める。	内閣府	<p>・UN Womenを始めとする国際機関と情報共有、連携を行ったほか、OECDやIMF等の訪日の際には、ハイレベルでの政策対話を行った。</p>	<p>・日本の女性活躍の取組について各国の理解が得られるとともに、国際的にも、女性活躍についての議論が活発に行われ、日本もこの議論に貢献した。</p>	<p>・引き続き、我が国の取組について国際的に発信するとともに、国際的な議論に貢献していく。また、国際的な議論や合意内容について、国内の取組に、適切に反映していくことができるよう、取り組んでいく。</p>	-	-	-
896	⑥	国際機関、諸外国との連携・協力の強化に努める。	外務省	<p>・男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速するため、広範かつ多岐にわたる取組を国連機関及び国、地域と緊密に連携・協力しながら、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し施策に反映するよう取り組んでいる。</p>	<p>・日本の女性活躍の取組や、その成果についての各国の理解が得られるとともに、国際的にも、女性活躍についての議論が活発に行われ、日本もこの議論をリードし、貢献した。</p>	<p>・引き続き、我が国の取組について国際的に発信するとともに、国際的な議論に貢献していく。また、国際的な議論や合意内容について、国内の取組に、適切に反映していくことができるよう、取り組んでいく。</p>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進</b>									
897	①	男女共同参画会議において、5次計画の進捗状況を毎年度の予算編成等を通じて検証する。また、5次計画の実効性を高めるために集中的に議論すべき課題や新たな課題について調査審議を行う。加えて、5次計画の成果目標の達成状況について、EBPMの観点を踏まえ、中間年にフォローアップ及び点検・評価を実施する。その結果も参照しながら、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるなど、更なる取組を促す。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>5次計画の進捗状況を毎年度の予算編成等を通じて検証するため、各府省庁の男女共同参画関係予算を取りまとめ、公表を行った。</li> <li>令和5年10月から令和5年12月にかけて開催された「計画実行・監視専門調査会」「男女共同参画会議」において、EBPMの観点を踏まえ、中間年フォローアップを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度から、男女共同参画関係予算を男女共同参画社会の形成を目的とする施策又は効果を及ぼす施策の2分類に分けて集計を行うなど、より施策の実態に則した施策の分析につながったと考えている。</li> <li>計画に定める成果目標の着実な達成に向け、中間年フォローアップにて、全ての成果目標につき現在の進捗状況を把握した上で、残る計画期間内に取り組むべき事項について検討を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、計画の進捗状況について、毎年度の予算編成等を通じた検証をすすめていく。</li> </ul>	-	-	成果目標89項目の進捗状況についてフォローアップを実施
898	②	男女共同参画会議の意見を踏まえ、毎年6月を目標に女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度から令和6年度まで毎年6月、男女共同参画会議、その下に置かれた計画実行・監視専門調査会等の意見を踏まえ、すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議において「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」を決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」の内容が各府省の概算要求に反映された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、男女共同参画会議の意見を踏まえ、毎年6月を目標に「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」を決定し、各府省庁の概算要求に反映させる。</li> </ul>	-	-	-
899	②	男女共同参画会議の意見を踏まえ、毎年6月を目標に女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。	内閣府	(No.898参照)	(No.898参照)	(No.898参照)	-	-	-
900	③	男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。また、ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する。業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法に基づく二次的利用を推進する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー統計における多様な性への配慮について、「ジェンダー統計の観点からの性別欄ワーキング・グループ」を設置し議論を行い、その結果を「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」として公表した。</li> <li>また、基幹統計をはじめとする各種統計における男女別データの有無等の整備状況を調査する「ジェンダー統計整備状況調査」を実施し、公表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ジェンダー統計整備状況調査」においては、調査対象とした基幹統計の約9割は男女別データを収集していることが分かり、また、性別欄の扱いについて、男女以外のデータを取得する際の適切な質問項目等を示すには至らなかったが、その考え方のポイントを示すことができたことは、今後、ジェンダー統計を充実させていく上で重要な結果であると考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹統計以外の政府統計における性別欄の扱いに係る調査を進めていく。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
901	④	指導的地位に占める女性の割合の上昇に向けて、モニタリングやその活用の在り方に関し検討を行う。	内閣府	・政治・司法・行政・経済分野等、あらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況等を毎年調査し、公表している。	・官民においてその実現に向けた取組が進められてきたが、審議会等委員に占める女性の割合など女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など取組の進展が遅れている分野もあったと認識している。	・引き続き、政治・司法・行政・経済分野等、あらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況等を調査し、公表することが必要である。	-	-	フォローアップ指標129項目の進捗状況について、参画状況調べにおいてフォローアップを実施
902	⑤	新型コロナウイルス感染症の拡大が性別によって雇用や生活等に与えている影響の違いや、政府の新型コロナウイルス感染症関連施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について、調査・分析を実施する。	内閣府	・令和2年9月から「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性の性別によって雇用や生活等に与えている影響について、男女別データを活用した調査・分析を行うとともに、議論を進めた。 ・令和2年11月に同研究会から緊急提言が行われ、令和3年4月に「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」の取りまとめを行った。	・同研究会が提出した緊急提言及び報告書は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に盛り込まれるとともに、政府の補正予算や経済対策等に反映されており、エビデンスベースの施策の実施につながったと考える。	・令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに鑑み、本取組については役割は終了と考える。	-	-	-
903	⑥	男女共同参画会議において、税制や社会保障制度について、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要に応じ、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。	内閣府	・男女共同参画会議及びその下に置かれた計画実行・監視専門調査会において、女性の視点も踏まえた社会保障制度や税制等について、検討を行った。	・女性の視点も踏まえた社会保障制度や税制等について、必要な検討が行われた。	・引き続き、男女共同参画会議及びその下に置かれた計画実行・監視専門調査会において、女性の視点も踏まえた社会保障制度や税制等について検討し、必要に応じ、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。	-	-	-
904	⑦	政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。	内閣府	・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の中で、毎年、重要性が高い施策分野をテーマとして選定し調査を実施している。また、調査結果については、男女共同参画白書作成時のバックデータとして活用している。	・本調査結果については、「女性版骨太の方針」における施策のバックデータとしても活用しており、エビデンスに基づいた施策の実施につながっていると考える。	・左記の取組を引き続き行っていく予定である。	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
905	⑧	国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握や、男女別データの利活用の促進等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。	内閣府	(広報) ・子育て世代の男性の家事・育児等の中で、料理への参画促進を目的とした「おとう飯」キャンペーンを実施。地方自治体トップに「おとう飯」サポーターとしてメッセージを発信していただいたり、地方自治体において男性の家事推進イベントを開催していただく等の取組を行った。(2017年度開始～2023年度で終了) (調査室) ・男女共同参画社会に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするために、令和4年11月に世論調査を実施した。	(広報) ・各種メディアで取組が取り上げられるなど、広報キャンペーンとして一定の効果があったが、今後は各地方公共団体の取組に委ねることにした。 (調査室) ・本世論調査の設問において、5次計画における成果目標である「社会全体における男女の地位の平等感」を尋ねている。また、本世論調査の結果は、局内で行う施策の参考資料として活用しており、より効果的な施策の実施につながると考える。	(広報) ・今後の予定はない。 (調査室) ・今後も定期的実施する予定である。	-	-	-
906	⑧	国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間の把握や、男女別データの利活用の促進等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。	総務省	・総務省で実施している社会生活基本調査では、10歳以上の世帯員を対象として、家事・育児・介護を含む生活時間等について男女別の把握をしている	・社会生活基本調査では、家事関連（家事、育児、介護・看護、買い物）の時間及び行動者率について男女別の統計データを収集・整備している	・引き続き調査を実施	-	6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間 介護・看護の実施状況（行動者率及び行動者平均時間）	-
907	⑨	国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約・整理した上で、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進する。	内閣府	・国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約整理した上で、ホームページ・月刊総合情報誌「共同参画」・SNS等を活用し、情報発信・広報活動を積極的に実施して、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進している。	・引き続き取り組みを継続することが重要である。	・引き続き取り組みを継続する。	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化</b>									
<b>ア 地方公共団体の取組への支援の充実</b>									
908	①	男女共同参画社会基本法で努力義務となっている市町村男女共同参画計画の策定は、男女共同参画社会を形成していく上で、極めて重要である。特に、策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供や好事例の収集・発信、専門家派遣などにより、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促す。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における男女共同参画・女性活躍の推進体制の強化を図るため、地方公共団体等の求めに応じて、地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを派遣している。</li> <li>【地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業】</li> <li>令和5年度実績：1,101千円（34件）</li> <li>令和4年度実績：1,166千円（27件）</li> <li>令和3年度実績：875千円（30件）</li> <li>・地方公共団体の職員を対象とした「男女共同参画に関する『基礎研修』」内の講義において、アドバイザー派遣事業の紹介を行い、計画策定を促進している。</li> <li>・地域女性活躍推進交付金により、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を支援するとともに計画策定を促している。</li> <li>・内閣府男女共同参画局ホームページの「市区町村女性参画状況見える化マップ」において、地方公共団体の計画策定の状況の「見える化」を進めている。</li> <li>・令和4年に複数の市町村が共同で市町村男女共同参画計画を策定することを可能とする通知を発出し、地方公共団体の事務負担の軽減及び計画策定の促進を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画について、特に町村部において策定率が上昇しており、取組の効果があつたものと評価できる。今後は、5次計画で掲げた目標を達成できるよう、更に策定率の向上に向け、取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを地方公共団体等の求めに応じて派遣するとともに、地方公共団体の職員を対象とした「男女共同参画に関する『基礎研修』」内の講義において、アドバイザー派遣事業の紹介を行い、計画策定を促進する。</li> <li>・地域女性活躍推進交付金により、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を支援するとともに計画策定を促していく。</li> <li>・市区町村における計画策定状況を周知するとともに、機会をとらえて、地方公共団体に計画策定を促していく。</li> </ul>	男女共同参画計画の策定率（市町村）	—	—
909	②	地方公共団体が、「新たな日常」に対応した多様な柔軟な働き方の定着や女性デジタル人材の育成、様々な課題・困難を抱える女性への支援、学び直しやキャリア形成の支援、起業支援、改正された女性活躍推進法により新たに行動計画策定等の義務対象となる中小・小規模事業者への支援など、民間団体を含む多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。また、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については地方財政措置が講じられており、自主財源の確保を働きかける。（再掲）	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金によって支援しているところ。</li> <li>【執行実績（2024年9月時点）】</li> <li>令和6年度交付決定額：948,543千円</li> <li>令和5年度実績額：978,172千円</li> <li>令和4年度実績額：788,992千円</li> <li>令和3年度実績額：804,998千円</li> <li>・「男女共同参画に関する『基礎研修』」及び「苦情処理研修」や「都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議」において、男女共同参画社会の実現に向けた取組については、地方交付税交付金（地方財政措置）による自主財源の活用を働きかけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年の計画策定時から、2020年は1.14%、翌2021年は1.07%と減少していたが、2022年は1.15%、2023年は1.29%（前年比0.14%ポイント増）と増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して暮らすために十分な所得とやりがいを得られる仕事ができ、女性にとって魅力的な地域をつくっていくことが必要であり、引き続き、地方公共団体に対し地域女性活躍推進交付金を活用した取組を促していくとともに、自主財源の確保を働きかけていく。</li> </ul>	地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合	—	—

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
910	③	地方公共団体に対し、全国知事会などの関係団体とも連携し、先進的な取組事例の共有や情報提供、働きかけなどを行う。	内閣府	<p>・都道府県及び政令指定都市の男女共同参画主管課長等に対し、国の男女共同参画の推進に関する予算案や主な施策等、また地方公共団体等の取組事例などを共有し、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする会議を実施。</p> <p>【都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議】</p> <p>令和5年度：令和6年1月29日 令和4年度：令和5年1月23日 令和3年度：令和4年1月20日</p> <p>・地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金によって支援しているところ。</p> <p>それらの取組事例をホームページにおいて、公開するなど横展開を図っている。</p>	<p>・都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議を通じて、国の男女共同参画の推進に関する予算案や主な施策等、また地方公共団体等の取組事例などを共有が図られている。</p> <p>・地域女性活躍推進交付金の取組事例については他の自治体の取組を把握する際に、有効活用されている。</p>	<p>・地方公共団体の求める分野の取組事例等を踏まえ、都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議を通じて、共有や情報提供を行う必要がある。</p>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>イ 男女共同参画センターの機能の強化・充実</b>									
911	①	男女共同参画センターが、男女共同参画の視点から地域の課題解決を行う拠点・場として、関係機関・団体と協働しつつ、その機能を十分に発揮できるよう、全国女性会館協議会とも連携しながら、ノウハウや好事例の共有、地域を超えた交流や連携の促進などを行う。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分にいかすよう、男女共同参画センターの果たす役割を明確にし、基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化・充実するよう促す。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター等の管理者等に対し国の施策についての周知を行うとともに、他地域の取組や課題等について認識を深め、各男女共同参画センター等の今後の取組に資するための情報交換会を実施。</li> <li>【男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会】</li> <li>令和5年度：令和6年3月27日</li> <li>令和4年度：令和5年3月9日</li> <li>令和3年度：令和4年2月22日</li> <li>・国が取り組んでいる最新の施策や諸課題について理解を深めるため、都道府県・政令指定都市 男女共同参画センター等の職員を対象に年1回研修を実施している。</li> <li>【男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」】</li> <li>令和5年11月4日から令和6年3月31日まで（オンライン配信）</li> <li>令和4年11月2日（オンライン開催）</li> <li>令和3年5月26日（オンライン開催）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会において、好事例の共有、地域を超えた交流や連携の促進が図られている。</li> <li>また、研修において、関係機関との連携の下、センターの取組を推進するよう促している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、情報交換会を通じて、好事例の共有、地域を超えた交流や連携の促進を図るとともに、研修等を通じて、関係機関との連携の下、センターの取組を推進するよう促していく必要がある。</li> </ul>	-	-	-
912	②	男女共同参画センターが広報啓発、講座、相談、情報収集・提供、調査研究等、様々な事業を進めるために必要な国の施策に関する情報提供を行うとともに、研修等の機会を通じて男女共同参画センター職員の人材育成を支援する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が取り組んでいる最新の施策や諸課題について理解を深めるため、都道府県・政令指定都市 男女共同参画センター等の職員を対象に年1回研修を実施している。</li> <li>【男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」】</li> <li>令和5年11月4日から令和6年3月31日まで（オンライン配信）</li> <li>令和4年11月2日（オンライン開催）</li> <li>令和3年5月26日（オンライン開催）</li> <li>・男女共同参画センター等の管理者等に対し国の施策についての周知を行うとともに、他地域の取組や課題等について認識を深め、各男女共同参画センター等の今後の取組に資するための情報交換会を実施。</li> <li>【男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会】</li> <li>令和5年度：令和6年3月27日</li> <li>令和4年度：令和5年3月9日</li> <li>令和3年度：令和4年2月22日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」や男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会を通じて、国の施策に関する情報提供を効果的に行うとともに、男女共同参画センター職員の人材育成を支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、研修や情報交換会を通じて、センター職員の人材育成を支援していくとともに、NWECによる研修等を活用しながら、センター職員の育成・専門性向上を図る必要がある。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
913	③	男女共同参画センターの管理運営について、運営形態の違い等を踏まえ、より効果的な管理運営がなされるよう、好事例の周知を図る。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター等の管理者等に対し国の施策についての周知を行うとともに、他地域の取組や課題等について認識を深め、各男女共同参画センター等の今後の取組に資するための情報交換会を実施。</li> <li>【男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会】</li> <li>令和5年度：令和6年3月27日</li> <li>令和4年度：令和5年3月9日</li> <li>令和3年度：令和4年2月22日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会においては、グループ討議や取組事例の紹介を通じて、好事例の周知が図られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、情報交換会におけるグループ討議や取組事例の紹介を通じて、好事例の周知を図っていく。</li> </ul>	-	-	-
914	④	男女共同参画センターがオンラインを活用した事業を行えるよう、事業の実施に関する情報提供や専門家の派遣等を通じて支援する。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター等の管理者等に対し国の施策についての周知を行うとともに、他地域の取組や課題等について認識を深め、各男女共同参画センター等の今後の取組に資するための情報交換会を実施。</li> <li>【男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会】</li> <li>令和5年度：令和6年3月27日</li> <li>令和4年度：令和5年3月9日</li> <li>令和3年度：令和4年2月22日</li> <li>・地域における男女共同参画・女性活躍の推進体制の強化を図るため、地方公共団体等の求めに応じて、地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを派遣している。</li> <li>【地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業】</li> <li>令和5年度実績：1,101千円（34件）</li> <li>令和4年度実績：1,166千円（27件）</li> <li>令和3年度実績：875千円（30件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会やアドバイザー派遣を通じて、男女共同参画センターがオンラインを活用した事業を行うための支援等を実施し、センターの機能強化が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインを活用した事業のみならず、地域を超えた交流や連携の促進、センター職員の人材育成等を推進することが重要であり、引き続き、情報交換会やアドバイザー派遣及び研修会を通じて、センターの取組を支援していく必要がある。</li> </ul>	-	-	-
915	⑤	男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有を行う。また、災害時に効果的な役割を果たすことができるよう、全国女性会館協議会が運営する相互支援システム等を活用し、男女共同参画センター間の相互支援（オンラインによる遠隔地からの助言等を含む。）を促す。（再掲）	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府では、令和3（2021）年7月から「災害時の男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク（以下、相互支援ネットという）」の運用を開始し、平常時からの男女共同参画センター及び地方公共団体の男女共同参画担当課間のネットワークを構築し、災害時における共助の仕組みを強化した。</li> <li>・また相互支援ネットの登録団体向け研修会や男女共同参画局主催の「男女共同参画センターの管理者等との情報交換会」等において、これまでの災害対応における男女共同参画センターによる先進的な取組事例を共有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互支援ネットの登録団体数が・（2024年9月時点）となり、令和5（2023）年の大雨時には同ネットを活用し、被災センターからの依頼に全国のセンターから支援物資（タオル）が送付されるなどの事例も共有されていることから、一定の評価ができる。一方で、未だに同ネットに登録していないセンターや地方公共団体もあることから、引き続き登録を促していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き相互支援ネットの登録団体の増加と積極的な活用に向けて支援する。</li> </ul>	-	-	-

# ◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
<b>ウ 国立女性教育会館における取組の推進</b>									
916	①	国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や、女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進する。	文部科学省	・国立女性教育会館において、「地域における男女共同参画リーダー研修」、「新たな課題に対応した課題別研修」等を開催している。また、男女共同参画に関する調査研究や情報・資料の収集・提供等を行っている。	・引き続き、研修や調査研究、資料の収集・提供に取り組む必要がある。	・引き続き、研修や調査研究、資料の収集・提供に取り組む。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—